

第10回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年3月30日（火）

場所 本庁1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条許可処分取消申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 令和3年度柏崎市農業委員会業務計画（案）について

議第6号から議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 4月総会の会議開催予定日時

第11回総会を4月28日（水）午後1時に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

お疲れ様でございます。

これより、第10回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは石塚会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様、大変お疲れ様でございます。

気候もよくなりこちらのほうでは桜の花も咲いているようですが、私どもの方はまだまだいっぱいありまして、これだけ違うのかなって感じております。

先般、県の猟友会議の総会がございまして、県での新年度の事業計画等が採択されました。本日はそれらにつきまして、当柏崎市における事業計画に協力を頂きたいと思っております。

これから春作業等忙しくなりますけれども、それぞれご自愛頂き、健康に留意されてご活躍されることをお祈り申し上げます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田局長

事務局です。委員数は 19 人であります。本日遅参と思われる者 1 人、現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることをご報告致します。

また、農地利用最適化推進委員の出席数は 22 人であります。以上です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 10 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、1 番 高橋 忠 委員、19 番 小川 勝史 委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町尾野内字大百川〇〇番〇 田 外 2 筆 3,069 m²。西山町坂田〇〇番地〇 〇〇 〇。西山町尾野内〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 2 西山町伊毛字菅谷〇〇番 田 1,607 m²。小千谷市大字蕨生乙〇〇番地〇〇 〇。小千谷市大字蕨生〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

譲受人は、住所が柏崎市外にありますが、居所を西山町伊毛〇〇番地にしております。また、許可を受けようとする土地に隣接する 3 筆の農地を既に所有しており、そこにビニールハウスを設置して花卉を栽培しております。許可を受けようとする土地にも同じく花卉栽培をする計画であります。さらに、住所地の小千谷市におきましても、耕作を行っているとの証明書が発行され、その提出を受けておりますことを申し添えます。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 1 及び 2 について、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 諏訪町〇〇番〇 外 1 筆 畑 456 m²。向陽町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。 駐車場及び通路。第 3 種でございます。申請地は、昭和 63 年頃より駐車場等として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 茨目三丁目字与右エ門橋〇〇番〇 畑 32 m²。茨目三丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。貸住宅。第 3 種でございます。

申請番号 3 堀字原〇〇番 畑 39 m²。新潟市東区牡丹山三丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。物置。第 2 種でございます。申請地は、昭和 53 年頃より物置敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 上田尻字中向〇〇番〇 畑 111 m²。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。申請地は、平成 20 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるも

のです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請につきまして、ご説明申し上げます。議案書 3 ページをご覧ください。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請理由及び農地区分の順に読み上げて説明とさせていただきます。

申請番号 1 中田字原川原〇〇番〇 田 229 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字中田〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。相続人〇〇 〇〇。申請地売却のため転用事由の消滅。自転車置き場敷地として、賃貸借権を設定しておりましたが申請地を売却することになったことから、許可処分の取消を申請するものです。第 2 種でございます。議第 4 号 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 中田字土表〇〇番〇 田 167 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。茨目二丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 2 横山字十二ノ下〇〇番 畑 364 m²。新潟市中央区日の出二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。田中〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇。駐車場。第 2 種でございます。申請地は、昭和 46 年頃より駐車場・物置敷地として利用されており、今回、従前の違反転

用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 中田字原川原〇〇番〇 田 229 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。半田一丁目〇〇番〇〇-〇号 〇〇〇〇〇。倉庫。第2種でございます。申請地は、平成4年に自転車置き場敷地として転用許可を受けたものの、平成6年頃倉庫を建築しており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。議第3号5条許可取消申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号 4 長浜町字西江〇〇番〇 田 923 m²。長浜町〇番〇〇号 〇〇 〇〇〇外2名。新橋〇番〇号 〇〇〇〇〇〇。宅地造成地。第3種でございます。

申請番号 5 下田尻字屋敷付〇〇番〇 田 234 m²。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇 外1名。一般個人住宅。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

申し訳ありません。申請番号5につきましては第3種でございます。申し訳ありませんでした。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

議長

議長から発言をさせていただきます。

先ほどからの議第あるいは今回の議第4号につきまして、追認それから今までの議案のなかでの追認許可というのが結構見られます。これにつきまして、委員各位また事務局におかれましても、なるべく追認許可が少なくなるような活動をお願いしたいと思います。なおこの件に関しまして答弁は必要ございません。

他ございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 令和 3 年度柏崎市農業委員会業務計画（案）について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 令和 3 年度柏崎市農業委員会業務計画（案）について、ご説明いたします。

基本的には、新潟県農業会議の令和 3 年度事業計画（案）に沿って作成しました。内容的には、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の活動方針と農地制度の適正執行が主となっております。これは事務局で日常行っている、各種調査・報告活動も含まれるものです。

ローマ数字 I 事業方針 1 農業・農村及び農業委員会を巡る情勢と課題につきましては、担い手の育成・確保や農地の利用集積・集約化を喫緊の課題として、その対応策として「農地等の利用の最適化」と「人・農地プラン」の推進が必要であるとしております。

続いて、2 事業の実施方針です。先ほどの情勢と課題を踏まえました活動目標となります。

(1) 農地制度の適正執行」として、以下の 6 点を掲載しました。

- ① 担い手への農地の集積・集約化の実践では、「人・農地プラン」に係る地域での合意形成への参画、関係機関等と連携をして取り組む。
- ② 農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、公表して業務の見える化を図る。
- ③ 農地転用許可事務等を適正に執行する。
- ④ 遊休農地対策の計画的な実施活動を行う。
- ⑤ 新規参入を促進する。
- ⑥ 農地情報公開システム（全国農地ナビ）を円滑に運用する。

以下、

- (2) 農業・農村、農業経営の現場の声を反映する取組
- (3) 農業者年金の加入推進と適正執行
- (4) 情報提供の推進

として事業推進の重点を、定めさせていただきました。

ローマ数字Ⅱ 事業の実施計画として、1 会議については、総会をはじめ、記載のとおり開催予定とし、2 事業関係については、具体的に取り組む事業を列挙しました。3 その他は事務局で行っている、国・県などへ報告する各種調査活動を補足として記載してあります。

本案については、皆様のご意見をお聞かせいただきたく、案を送らせていただきました。26日までの期限に1件のご意見が寄せられました。内容としては、「『人・農地プラン』の実質化からの実行」との言葉が、理解しにくいとのことで、本日配布しました議案書の通りに修正しました。

以上、業務計画（案）の概要につきまして、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第6号から議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議第 6 号から議第 10 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括して説明させていただきます。

この案件につきましては、12 月に委員及び推進委員の皆様方に配布をお願いした、更新分と、新規分の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、議第 6 号 議案書 9 ページでございます。一般分賃借権の新規設定分でございます。39 人の所有者から 23 人の耕作者の方に権利の設定が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 124 筆、畑が 1 筆 計 134,579.33 m²でございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。議第 7 号でございます。一般分賃借権の再設定分でございます。これにつきましては、一般分の賃借権の再設定ということで、更新を含めまして、以前に利用権、基盤法に基づく賃借権が設定されたものでございます。180 人の所有者から 90 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 564 筆 畑が 3 筆 計 541,966.41 m²でございます。

続きまして、59 ページをご覧ください。議第 8 号でございます。一般分使用賃借権の新規設定分です。9 人の所有者から 6 人の耕作者の方に権利設定が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 18 筆 畑が 1 筆 計 5,079.67 m²でございます。

続きまして、63 ページをご覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用賃借権の再設定分でございます。51 人の所有者から 25 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 181 筆、畑が 5 筆 計 117,128.30 m²でございます。

続きまして、75 ページをご覧ください。議第 10 号でございます。一般法人分の賃借権の再設定でございます。2 人の所有者から 1 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。10 年の契約期間と地区別に集計してあります。田が 14 筆 12,021 m²でございます。

議第 6 号から第 10 号の共通事項として皆様のご承認を得られれば、令和 3 年 4 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 4 月 20 日でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

それでは許可処分決定前に、休憩に入ります。皆様方からご用意いただきました申請書類等は前のほうに提示してありますのでご確認いただければこの休憩時間内をお願いしたいと思います。10分程度の休憩といたしましてこの時計で14時10分まで休憩といたします。

－ 休憩 －

議長

それでは、休憩をときます。時間がちょっと早いようですが、皆様方からご確認いただいておりますのでこれからまた会議を再開いたします。

議長

議第6号から議第10号について事務局の提案の通り決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第6号から議第10号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に、「議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

それでは、77ページをご覧ください。議第11号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 使用貸借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和3年(2021)年4月20日

- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積でございますが、
使用貸借権（円滑化分） 田 1 筆 1,621 m²
- 7 関係人でございますが、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人
- 8 計画変更の理由、明細表に記載のとおり
- 9 実施地区、柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 3 年(2021)年 4 月
19 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 78 ページをご覧くださいと思います。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 11 号の案件を許可処分と提案の通り決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 11 号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書 79 ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 5 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

ないようですので、報第1号の報告を終了いたします。

議長

それでは、その他の事項について事務局からお願いいたします。

霜田事務局長

事務局事務連絡の前に皆様のお手元に新聞のコピーで農地の養殖池転用緩和、農のかけ橋と一緒にありますが、阿部係長から説明を行いますので、農地の養殖池転用緩和についてご覧いただきたいと思います。

阿部係長

事務局でございます。3月6日新潟日報に農地養殖池転用緩和という見出しのこの記事が出ました。いくつか問い合わせがありましたが、この件につきまして情報提供させていただきます。

本来、農地としての利用の生産性の高い農地につきまして転用は原則認めないということになっております。ただ、工事の場合に資材置場に使う、事務所で使うそういうふうなかたちで一時転用というのは認められてますが、3年ということになっております。今回のこの記事にはほぼ恒久的に養殖池等と言われていますが、この部分に若干勘違いが入る可能性があるということでお話しさせていただきます。農地を養殖池とする場合について、このことにつきましては、長岡、小千谷の当たりから特区特別に指定申請があったんですが、全国に広げるというかたちで今回の話しになりました。これが農業と一体的に取り組みられ地域の主要産業となっている場合や地域農業の振興に資すると考えられる場合に認められてたとなっておりますが、個々の取り扱いとしましては一時転用期間というのが本来原則3年以内になっております。一定の条件を整えた養殖池とする場合は10年以内また再度の許可により期間を更新出来るということになっております。ただし、一時転用ということですので、この転用目的が達成されたとすれば、農地を復元するということが条件になります。ただ復元が前提ということになりますので、養殖池をコンクリートの設置また極端に深く掘るといふのは駄目だと考えていただきたいと思います。また養殖池転用緩和に

においては関係する市町村と協定を締結しなくてはならないということになっております。

最近では錦鯉が海外を含めてブームなのか相談が増えております。また皆様の方にも考えてらっしゃる方から相談があるかもしれませんが、その際は事務局の方にも窓口に来られるようにお伝えいただければと思います。以上です。

議長

続けてお願いします。

霜田局長

続きまして、事務連絡 2 番を山崎局長代理のほうから令和 3 年度農地利用の最適化指針の検討についてということで事務連絡のところの 2 枚ほどおめくりいただきますと指針（案）が付いてございます。どうぞそちらをご覧ください。

山崎局長代理

令和 3（2021）年度農地利用最適化指針に関するご意見等の提出についてお願いとの文書をご用意いただけますでしょうか。農地等の利用の最適化の推進に関する指針は別紙に案がついておりますが、例年この時期にご提案させてもらっているものであり、この指針は農業委員会法第 7 条の規定に基づいて農業委員会が最適化推進委員の皆様にご意見をお伺いした上で定めるその年の推進委員の活動目標になっております。なお本日は指針（案）を説明いたしますのでご意見や修正の箇所等お気づきの点がございましたら、4 月 13 日火曜日までにお寄せいただければと思います。それをふまえて、4 月中旬に開催を予定してあります役員の運営会議で協議調整した上、4 月末の総会に議案として提出する予定であります。

では、内容につきましてご説明申し上げます。

別紙指針（案）をご覧ください。

1 担い手への農地集積集約化について、新年度の目標を 60ha 増とさせていただきました。推進の方向といたしましては、本格化している人・農地プランの実質化に向けた各地域での話し合いに積極的に参加し、農業委員または農地利用最適化推進委員の立場から地域の実情をふまえた意見を述べるとともに農地の集積集約に努める。更に農地中間管理事業の積極的な活用を図る。当年度の目標の面積ですけれども、令和元年度末には集積が柏崎市内 2,740ha ございました。令和 2 年度末は約 2,800ha となっております。この集積は、農業委員会に農業系の中心となる方いわゆる担い手の方の名簿がございまして、その方の耕作をしている面積を集計したものです。比べてみますと、昨年よりも 60ha ほど増加しているという把握ができましたので、令和 3 年度につきましても同様の面積を目指して活動していただければと 60ha 増という数字にさせていただきました。

2 有休農地の発生防止解消についてです。農地利用状況調査については、農地法 30 条で規定している調査ですけれども、この名称よりも農地パトロールと言ったほうが馴染みがあると思います。こちらの調査を皆様が取り組むのは年一度になっておりますが、日頃の活動のなかで留意されてどういうふうな農地の状態になっているか、関心を寄せていただければと思っております。推進の方向で農地利用状況調査を実施し、令和 2 年度に実施した利用意向調査、32 条の結果に基づき随時相談指導を行う。この調査は先ほど申し上げたとおり、農地法に基づく調査でありまして、農地法及び農林水産省の施行令の定めにより行います。調査にあたりましては、事務局からご提供させてもらう調査資料を地域の需要に合わせた方法で実施いただきたいと思いますので、時期になりましたら計画の進めかたをご提案させていただきたいと考えております。

3 新規参入の促進について

令和 2 年度の目標を一人とさせていただきます。新規就農・就業推進の方向で関係機関等連携を密にし、県地域振興局や JA と情報の連携を行いまして新規就農希望者の情報共有に努める。随時必要に応じて新規就農者カードを使用する。就農希望者への相談は適宜行っていただきたいと思います。

令和 2 年度の目標を一人とさせてもらっておりましたが、残念ながら新しくご自身で経営を始める方はいらっしゃいませんでした。

企業のほうには段階を組織のほうには農業をやりたいということで多くの方が就職されているようですが、若い方で自立してご自身で経営する方はいらっしゃいませんでした。令和 2 年度の実績がないんですが、新年度は今のところは予定の方はいらっしゃらないですけれども 2 人分用意しております。

簡単ですが、説明は以上となります。

ご意見がございましたら、4 月 13 日（火）までにお寄せいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

霜田局長

事務局事務連絡をさせていただきます。クリップ留めしたものをご覧いただきたいと思います。

1 今後の予定（別紙）

・農政会議

3 月 30 日（火） 総会終了後

R3 管外視察について、3 月 30 日総会が終わりましたら農政会議の協議をお願い

します。今年の管外視察のありようを検討させていただきたく、農政会議委員さんからお残りいただきたいのでよろしく申し上げます。

・第8回運営会議

4月16日（金） 16：00～

農地利用の最適化に係る R3 指針検討をお願いします。今ほど代理の方から説明しました、13日までに皆様から頂いた意見を元に運営会議で協議し、4月28日の総会に上程させていただき段取りでございます。

・全国農業委員会会長大会

5月25日（火）

会長には日程調整をお願いします。今年は、WEB開催ということで連絡をいただいておりますのでよろしく申し上げます。

・会計検査（農林1課）対応合同説明会

5月28日（金）

5/26（水）検査市町村決定、6/7（月）～11（金）検査実施です。今年、会計検査が新潟県に入るということで県から情報をいただきました。5月26日（水）市町村が決定し、5月28日（金）に合同説明会があり、6月7日（月）～11日（金）に会計検査が実施されます。

2 「令和3年度農地利用の最適化指針」の検討について（依頼）

意見締切を4月13日（火）とします。運営会議を4月16日（金）に行い、4月28日（水）の総会に議案上程します。

3 農業者年金及び全国農業新聞の加入状況について

・令和2年度農業者年金加入件数 1件

・全国農業新聞普及拡大件数 14件

皆様からご尽力いただきました農業者年金と全国農業新聞の加入状況を報告します。令和2年度の年金加入件数につきましては、目標としておりましたお一人から3月に加入いただきました。皆様からお力添えいただきました全国農業新聞の普及拡大件数は14件でご報告させていただきます。

4 令和3年度の総会日程について（別紙）

令和3年度の総会日程及び会場です。来月の第11回から始まりまして第22回、ここまですが来年度ということになります。こちらを参考にスケジュール調整をお願いいたし

ます。

5 利害関係者との関係における倫理の保持について

昨年3月総会で、2月に米子市の農業委員会会長が収賄、農地転用の便宜を図ったことで捕まった事件を紹介させていただきました。翌3月には弘前市の市の職員、私どもと同じ農業委員会事務局職員が職員のデータを情報漏洩してしまったということ、これも警察沙汰になったということで紹介したところでございます。

総務省利害関係、酒食、供応接待、ピンとくると思いますが、NTT 接待、谷垣審議官、5000 円負担、一連の事件であります。利害関係者との接点をお話しさせていただきたいと思えます。利害関係者とはご存知のところでございますが、NTT や東北新社もそうですが、総務省が許認可を与えて放送法に則って認可を与えるほか、許認可の申請をしている人や認可を受けている人は利害関係者になります。例えば補助金を申請している人、何かの事業をするのに補助金を貰って事業をしている人、これらについても出すほうともらうほうについて利害関係があるということです。先程申し上げた放送法に則りますと所管する業務、放送法に関する業務になりますが、これを営む事業者、要するに東北新社やそういうところは総務省とは利害関係が正にあるということになります。供応接待とは買収を目的に酒・食事で厚くもてなすことです。どんなことをしたら規制されるのかということでもあります。

無償で物品金品や不動産を与えるとかお金を無利子や無償で貸し与えるそういうものも駄目です。私どもは公務員であります。皆さんは非常勤特別の公務員になります。利害関係者については注意していただきたいということでお話しさせていただいています。

その中で無償でという部分に引っかかるというかそういう部分から考えると、「いくら出していればいいんじゃないの」とテレビや新聞記事で出てくる。谷垣審議官の例ですが、人事院は接待に関し、本来の費用に比べて支払いが不十分で差額を先方が負担した場合は、国家公務員倫理規定に違反するとの見解を示したということでもあります。いくら払った、割勘をしたというような言い訳をしているものがあります。そういう部分で肝心なのは私たち公務員が国民全体、市民の奉仕者という位置付けを考えれば、信頼を損ねるようなことをしてはならないということが大前提になっているものであります。お金を払ったからいいでしょうという論理は国民には通用しない。官僚はそういうふうに考えますが、やはり大事なのは、普段から市民なり国民がどのような視点で見ているのか、常識か非常識か常々考えていただきたいというふうに思っております。

どういうふうな行為が規制されるかという中に、具体的に旅行、ゴルフ、麻雀が謳ってあります。一昔前であれば過剰接待、一般人の感覚からすればゴルフ、麻雀、旅行は割勘をしてもアウトです。という指針が示されています。ちょっと食事をして一杯いただいて割勘相当額払ったと、人事院にすれば割勘なら仕方がないというが、ゴルフや麻

雀は割勘をしたと言っても通用しませんよというふうに指摘されています。皆様方はそういうことはありませんが、生意気な言い方をして申し訳ありませんが、今一度、利害関係というところの倫理について、お一人お一人が注意をしていただきたいというところでございます。

6 令和3年度農業委員会人事異動及び事務分担について（別紙）

【転出】

- ・阿部邦彦 係長（3年） → 監査委員事務局係長へ
- ・濁川武良 再任用職員（2年） → 農政課主査（再任用）へ
- ・品田茉耶 会計年度職員（5年） → 教育総務課学校給食係へ

【転入】

- ・大橋 大 係長 ← 農政課主任から
- ・力石春美 主査（再任用） ← 納税課長から
- ・長谷川美和 会計年度職員 ← 契約検査課契約係から

最後になりますが、農業委員会の人事異動及び事務分担についてであります。
先ほどの農業委員会の総会の日程をご覧ください。その裏に令和3年度の事務分担表を付けさせていただきました。その裏に内示人事異動についてご紹介させていただきます。
力石さんと大橋さん、前をお願いします。

－阿部係長、濁川職員、大橋主任、力石課長前へ－

阿部係長が3年間在籍しました。監査委員事務局の係長になります。
濁川職員につきましては、お隣農政課の主査になります。
それから、非常勤の会計年度職員の品田茉耶さんが教育総務課学校給食係へ転出になります。

変わって

大橋大係長 農政課の主任から係長になります。

力石主査 納税課課長でしたが、今年から再任用ということです。
もう 1 人契約検査課から会計年度職員の長谷川美和さん、女性が来られます。

一言ずつお願いします。

阿部です。3 年間農業委員会事務局でお世話になりました。頼りないところも多々ありまして皆様にはご迷惑をおかけしたと思います。

これから農地・農業・農家色々重要な問題が前にありますが、皆様におかれましては元気に活躍なされることをお祈りしております。ありがとうございました。

濁川です。正職員で 6 年再任用で 2 年計 8 年農業委員会事務局にお世話になりました。先程、局長からも紹介がありましたとおり、すぐ隣の農政課ですので今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。大変お世話になりました。

大橋です。お疲れ様です。この 4 月から阿部係長の後任として農業委員会事務局に着任することになりました。前任は農政課です。農地法の適正な執行に努めて参りますのでどうかよろしく願いいたします。

力石といいます。4 月からお世話になります。農業委員会は初めてですので今まで 8 年のベテランのあとを継ぐわけですけれども、皆様に色々教えていただきながら一日も早く覚えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

霜田局長

ありがとうございます。

7 第 11 回農業委員会総会【農業委員】

4 月 28 日（水） 13：30～ 1 階多目的室

霜田局長

以上です。

議長

以上で本日の議案審議等は終了いたしました。各会議の代表者から連絡、報告等はありませんか。

議長

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。

先日、新聞で人口減少についての記事がありまして、どう人口減少を止めるのか、なかなか答えられないところですが、そのなかでどう地域を守るかということで、内容としては地域に縁のある人また地域に関わってくれた人をその地域に関係する人脈とみて、いかに地域に関わってくれる人を増やしていくかということで、地域の応援団になってくれる人をどう増やしていくかというものでした。これはこのまま農業にも当てはまるのかなと思って読んでいたところです。なかなか利用者も増えているなかで耕作を放棄するな、させるなという状況のなかでどんどん大規模になっているところもあり、大規模になっていくとだんだん手が回らなくなっているということもありますが、農地を捨てた人または捨てなかった人でも農地管理に関わってもらえればということが農地を守っていくということにキーポイントになっていくと考えてました。

今ほど局長の方から人事異動についても紹介がありました。今回 3 人が異動し、新たに 3 人の方が農業委員会事務局に来られるということで、強力な濁川職員が事務局からいなくなると痛手かなと思っておりますが、職場席の位置が変わっても独り言のようにアドバイスをくれるんじゃないかというふうに思っております。異動される方は新たな職場でもご活躍いただき、新たに来られる方は今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 4 5 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____